

D. 會社従業員ニシテ労働団体会
 = 加入セザルモノハ各個=交渉
 ナス。

E. 交渉不調ノ場合人員ニ團體
 間以外ニ斗争議=肉ヲ解
 雇ナシ又同盟罷業ヲ為

サシト。

9. 五項 勤務演習生=箇箇真呼応召者=次ニ皆勤賞ヲ下如シ
 A. 勤務演習生召者=対シテハ、特ニ此期間内出勤者看做ス。

B. 箇箇真呼考會者=対シテハ、其當日=限、出勤者看做ス。

C. 中一項、勤務演習生召者ニシテ旅行ニ出ル時ハ、往復順路ニヨリ、鉄道旅
 行ハ、200哩、水路旅行ハ、100哩、陸路旅行ハ、10哩=付ノ日ハ、
 1日未滿ノ端、教ハ、1日ハ、第一項ノ未召期間ニ算入ス。

D. 第二項、箇箇真呼考會者=シテ入社後、其間、場合=限、現在地=於
 テ参加スル能ハシル時ハ、前項ヲ準用スル。

要 求 案. 10, 7, 8.

小野鉄工造船所.

7. 団体交渉権ヲ認ム。

解 決 案. 10, 7, 9.

7. 其所、職工ハミテ、組織スル
 諸団体=対シテハ、工場経営ニ差支
 ナク限リ、左記各項 就テ、意見
 徴ス。

団体=加入セザル者、意見ニ由テ。

1. 一般的賃銀ノ増減。

2. 作業時間ノ伸縮。

3. 保健衛生、互助共済、其他職

工全般ノ福利増進、為ニスル事

項。

前記意見、肉陳ニ対シ、当造船所